

鹿屋市要介護・要支援者自立支援・重度化防止事業の業者選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市の要介護認定率は、国・県平均より高く推移しており、とりわけ、要介護3以上の重度認定率が高くなっている。この要因を分析した結果、本市においては、他市町村と比較して要支援1から要介護2の認定者（以下「軽度認定者」という。）の要支援・要介護度が後年度に悪化している割合（以下「介護度悪化率」という。）が高く、軽度認定者が多く利用する通所介護事業所や通所リハビリテーション事業所の利用者（以下「通所系サービス利用者」という。）についても同様の結果となっている。

本市では、今後も介護保険事業による支援を必要とする高齢者の増加が進むと見込まれており、現在の状況が続けば、重度認定者の増加に伴う介護給付費の一層の増加を招くとともに、介護人材確保が困難な中で、必要なサービス供給量を確保できなくなる恐れがある。

これらのことから、軽度認定者が多く利用する通所介護事業所や通所リハビリテーション事業所をはじめ、これらの事業所やサービス利用者と深く関わる居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所を対象に、軽度認定者の重度化防止を図る事業を成果連動型民間委託方式（PFS）により実施する。実施に際しては、事業所に対する技術的支援や研修会の開催、市民を対象とした公開講座の実施など、民間事業者のノウハウを生かした高い成果を創出できる手法等の提案を求め、プロポーザル方式により委託事業者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

鹿屋市要介護・要支援者自立支援・重度化防止業務

(2) 業務内容

通所系サービス利用者の介護度悪化率を3.7ポイント以上改善することを成果として、受託者が提案する業務（契約締結後、提案内容を基に受託者が策定し、市が承認する「業務実施計画」に基づく業務）

※ 別添「鹿屋市要介護・要支援者自立支援・重度化防止業務成果水準書」を参照のこと。

(3) 履行期限

令和6年3月31日（令和3年度から令和5年度の3か年度）

3 受注候補者の特定方法

提案書及びプレゼンテーション審査による公募型プロポーザル方式

4 応募資格

鹿屋市プロポーザル方式の実施に関する要綱（平成24年3月26日告示第25号）

第7条に掲げる提案資格要件及び次に挙げる条件を全て満たしている者とします。

- (1) 他自治体等での同種業務又は類似業務の実績があり、本業務を遂行する十分な能力を有していること。
- (2) プライバシーマーク使用許諾、若しくはこれと同等の個人情報保護に関する認証、又はI SMS若しくはこれと同等のセキュリティマネジメントシステム認証を受けていること。

5 参加表明の手続き等

(1) スケジュール

番号	項目	期限等
1	公募公告	令和3年10月21日(木)
2	参加表明書提出期限	令和3年11月1日(月)
3	参加資格確認通知及び 参加要請書通知	令和3年11月2日(火)
4	質問受付期間	令和3年11月2日(火)～ 令和3年11月9日(火)
5	質問に対する回答期限	令和3年11月16日(火)
6	企画提案書等提出期限	令和3年12月2日(木)
7	プレゼンテーション審査	令和3年12月15日(水)
8	結果通知及び公表	令和3年12月22日(水)

(2) 参加表明の手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出してください。

- ・提出書類：公募型プロポーザル方式参加表明書
応募資格を満たしていることが確認できる書類
- ・提出期限：令和3年11月1日(月)17:00(必着)

(3) 提案資格の確認

参加表明書を提出した者のうち応募資格が確認できた者に対し、本プロポーザルへの参加要請書を送付します。

期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び応募資格が確認できなかった場合は、本プロポーザルへの参加はできません。

6 企画提案書等の提出等

(1) 提出期限 令和3年12月2日(木)17:00(必着)

(2) 提出部数 8部(正本1部、副本7部(副本はコピー可))及びCD-ROM1枚
(PDF形式で電子データ化したもの)

※ 提出された資料の返却は行いません。提出物については、委託事業者の選定のみで使用し、他の目的には使用しません。

(3) 提出方法 郵送又は持参

(4) 提出先 鹿屋市役所高齢福祉課給付管理係

7 企画提案書の作成要領

(1) 企画提案書は1者1案とし、次のことについて提案するものとします。

- ①業務実施方針
- ②業務実施体制及び役割分担
- ③業務スケジュール
- ④具体的な業務実施内容及び実施方法
- ⑤各年度における成果指標
- ⑥成果指標の測定方法及び評価方法
- ⑦委託料の支払い条件

(2) その他の提出書類

- ①会社概要
- ②過去3年度における同種、類似業務の受託実績一覧
- ③見積書（積算根拠がわかるもの）

8 質問の受付

(1) 提出方法 本実施要領の内容について不明な点がある場合は、質問書に記載のうえ電子メールにより提出してください。

(2) 回答方法 質問とそれに対する回答内容を参加者全員に電子メールにて送信します。

9 審査項目

企画提案書等提出書類及びヒアリング審査により、次表の審査項目ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる配点を満点として審査し、総合的に判断します。

審査項目	審査基準	配点
1 取組方針等	<ul style="list-style-type: none">・本市の現状や課題は把握されているか。・業務の取組方針は明確に示されているか。	10
2 有効性	<ul style="list-style-type: none">・介護度悪化率の改善につながる内容となっているか。・事業所にとって取り組みやすい内容となっているか。・効果を測定する上で、適切な成果指標が設定されているか。・取組内容が高い成果を生み出す理由や根拠となるデータが示されているか。	35
3 実現可能性	<ul style="list-style-type: none">・本業務に関する業務経験は十分か。・取組内容は具体的に示されているか。・責任者の配置、従事するスタッフ数など実施体制は十分か。・現実的なスケジュールとなっているか。	25
4 先進性	<ul style="list-style-type: none">・他地域での成功事例など、市内事業所の多くが取り組んでいない新たな取組が含まれているか。	5
5 発展性	<ul style="list-style-type: none">・事業終了後も各事業所が取り組める内容となっているか。・今回対象としていないサービス分野や市民への波及効果はあるか。	10
6 効率性	<ul style="list-style-type: none">・委託料に応じた取組内容となっているか。・成果連動部分の評価方法は適切か。・成果連動部分に係る支払基準は適切か。	15
合 計		100

10 審査方法

(1) 審査方法

委託事業者の選定は、鹿屋市要介護・要支援者自立支援・重度化防止事業プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査します。

(2) プレゼンテーション審査の実施

審査は、提案者によるプレゼンテーションの後、質疑応答を行います。

① 実施日

令和3年12月15日(水)に実施予定（※詳細については、別途通知）

② 実施時間

1 提案者につき企画提案書に基づく説明30分以内、質疑応答15分程度とします。

③ 事業者が1者の場合であってもプレゼンテーション審査を行います。

11 受注候補者の特定

審査の結果、総合得点が満点の6割以上で、最も高い総合得点を得た者について受注候補者としての適否について協議を行い、適当と認められた者を受注候補者として特定します。ただし、最高得点者が複数ある場合は、選定委員会において協議し、受注候補者を特定します。

12 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に通知します。なお、選定に関する異議等は受け付けません。その後、受注候補者と契約締結の交渉を行います。契約交渉が不調の時は、次点の受注候補者と契約締結の交渉を行うこととします。

13 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 企画提案書提出期限終了後の提案等の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製することがあります。
- (5) 参加申込み後に本プロポーザルの参加を辞退する時は、その旨を書面にて提出してください。
- (6) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

14 提出・問合せ先

鹿屋市役所高齢福祉課給付管理係（担当：板山、川崎）

(送付先) 〒893-8501

鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

(電話) 0994-31-1116

(メール) kourei@city.kanoya.lg.jp